

地方改良運動下の教育制度論に関する検討

—その「生活」改善の側面に着目して—

平 塚 真 樹

— 目 次 —

はじめに

1章 地方改良運動の矛盾的性格

2章 地方経済力の振興と教育

(1) 農村改良論における教育

(2) 町村是における教育の位置

3章 補習教育制度の組織化論

(1) 補習教育制度への着目

(2) 補習教育制度の義務化論

(3) 補習教育制度と地域社会

はじめに

本論文の目的は、日露戦後の地方改良「運動」下の教育政策における教育再編の質を再検討することにある。

地方改良運動に関する評価として最も定着しているのは宮地正人のものである。既に多くの論者が指摘したように、宮地はこの政策へのそれまでの評価一天皇制国家による村落共同体の再編成一(石田雄ら)に疑問を呈し、村落共同体的秩序を破壊し、行政町村を「国家のための共同体」へと転化するためのものであったとした。宮地の評価は、地方改良運動に、帝国主義国家の形成という契機を導入した点で、画期的であった。しかし、その「国家観」に関わってはいくつかの疑問が残る。

例えば、宮地は、地方改良運動の本質を以下のようにとらえている。

「日露戦争を契機として、日本帝国は欧米帝国主義諸列強に対峙するため、急速に新段階にふさわしい財政的・社会的・精神的基盤を有した町村を創出すべく、自己の目的貫徹を阻害する村落共同体的諸関係を破壊し、それにかわって「国家のための共同体」としての町村を構築しようとした。」¹⁾

宮地の把握では「国家のための共同体」であることが重要な論点とされているにもかかわらず、内容についてこれ以上のたち入った分析はされていない。おそらく、石田・大島らによる地方改良運動の分析を再検討するという宮地の課題意識からすれば「国家のための共同体」(傍点引用者)が“村落共同体”への対概念として使われているためと考えられる。

問題は、村落共同体に「国家共同体」を対することで、地方改良運動における社会構成原理の再編が十分認識できるであろうかという点である。この点に関わって今明らかにされるべきは、「国家共同体」における「国家」がいかなる性格であったのか、なのではなかろうか。

宮地においては、日露戦後改良運動における「国家観」は系統的に整理されておらず、まだ不明瞭といわざるを得ないが、ここで試みに断片的に述べられていることから類推してみたい。

「國家が國民に要請する諸課題の遂行を、國民が國家にたいして有する重大な責任をやりとげることだと意識する、そのような國民を國家官僚は以前とは格段の差で要求せざるを得なかった。」²⁾

そしてそのためには、「公共心の養成」すなわち、「日本帝国をはっきりした国家意識をもって認識でき、しかもその要請を主体的に行政町村内部に充分浸透させることのできる町村民」³⁾

の養成と、又同時に「共同心の養成」すなわち、「部落間対立、地主小作間対立等々の行政町村内部の対立をおさえ・解消し……國家の諸政策・諸要請に対し一致共同・隣保輯睦しうる町村民」⁴⁾

の養成が課題とされたとする。更に、この「国家のための共同体」としての町村の構築を強行するには、

「國家官僚は必然的に、町村内部に生産力の担い手として根をおろしながら、自発的・主体的に國家の要請をうけとめ、展開できる「篤志家」「有志家」の存在を必要とした」⁵⁾

という。こうした断片からは宮地が地方改良運動における国家を、帝国主義的課題を担いつつも、その政策の特質からは、絶対主義的・抑圧的な国家であったとみていることが判る。そして、そこにおける教育は、絶対主義的な国家主義の要請を内面化するため、イデオロギー注入的な権威的な抑圧性をもつとされる。

こうした教育観は、殊更に珍しいものではない。戦前教育行政史研究を今日まで支えてきた「始末をつける教育観」と、宮地のこの「国家—教育」観は基本的に同質であろう。そして、これは、戦前における講座派の歴史認識にも通じると思われる。しかしながら、帝国主義国

家形成第一期にあたる地方改良運動における「国家」理解、「教育」理解はそれで十分であろうか。戦前日本の帝国主義（もしくは資本主義）が、半封建・絶対主義的な性格をもっていたことを否定するのではもとよりない。ただし、日露戦後以降については日本においても、近代的・資本主義的・「大衆」国家的「段階」に入ったこと（その後の総力戦体制化・更には高度経済成長下の国家との連続性をもつ段階）をも十分に考慮に入れる必要があるのではないかと考えるのである。

地方改良運動研究についても、そうした角度からの指摘がない訳ではない。賀川隆行・佐々木豊は、いずれも実証的な町村是運動の分析を通じて、この「運動」の論理の中には、地主一小作関係の矛盾解消という契機があったことを指摘し、農業改良の徹底—青年層の農事知識向上の徹底・技術の統一が、この「運動」に「社会政策的側面を付帯させた」⁶⁾としている。ここで示される地方改良運動の国家論上の位置づけは、宮地のそれとはおのずと異なるものであろう。そして、このような「国家観」の切換えはなによりも、教育政策の性格づけに最も大きな転換をもたらすことになる。それは端的には、教育のイデオロギー的機能の質を、権力的な抑圧を中心としたそれとみるか、近代的な労働力（「生活力」）の再生産を目的にしたそれとみるか、にかかわっている。

この点については、教育（政策）史の研究に言及する必要があるだろう。ここでは、花井信の研究と堀尾輝久の研究について検討する。

花井は、地方改良運動期に提起された学校論上の問題を「学校の社会化」としてとらえている。そして、その内容を以下の様にのべている。

「民衆化ないし個性化とは逆に、国家的治政の観点からの、小学校を通じた国民教育の全面化・社会化に他ならず、小学校が「地方自治」という村政遂行の道具と化すことを介して、国家的施策に丸ごと取りこまれる形で進行した。」⁷⁾

ここでは、社会化の質に関して「民衆化、個性化」と「国家的治政の観点」を対比させ、そのうえで、地方改良期における社会化は、後者であったと性格づけている。又、別の箇所で「小学校を拠点とした、国民各層の国家教育的掌握こそが新しい段階の特質」⁸⁾であったというのに拠れば、社会化の質は「国民各層の国家化」と考えられてもいる。しかしながら、ここでも「国家的」「国家（化）」そのものの質についてはこれ以上ふれられていない。ここでいう学校の社会化とは、花井自身が引用している様に、町村を「国家のための共同体」（宮地）化するプロセスで教育が「国家意識注入の伝声管」（鹿野政直）として

機能することであり、そこには、国家→学校→町村という一方的なイデオロギーの伝達路が構成されていると考えられる。そのいみではここで、花井の使っている「国家」は宮地のそれと同じく、帝国主義段階にありながら、絶対主義的国家としての性格をもった抑圧的なそれと考えができるのではなかろうか⁹⁾。

しかし、このように「民衆化」の対局に「国家（化）」を置き、地方改良下の教育の再編を後者の原理で把握しようとする方法では、以下のような論を位置づけることがむずかしくなるのでなかろうか。

「斯ように世界各国相争ふて此教育といふものは、生活に必要な所の智識技能を授けるといふ方面に向って進んで往く。以前は教育といふものは幾つか人々の飾りのやうなものであったのが、段々進んできて、これは飾りではない。必要己むを得ざるものとなった。これは一体どういふ理由であるかといふと、申すまでもなく、人と人との間、国と国との間に生存競争が日々に激烈を加えて来る。それに原因するのであります。」¹⁰⁾

ここで示されている時代認識は、花井やひいては宮地が示した国家→学校→町村図式とは接合しにくいのではなかろうか。つまり、帝国主義段階に入りつつある日露戦争の日本は、国民支配の様式についてもその抑圧的様式からのある種の転換を試みていたのではなかろうか。教育制度の持つイデオロギー的機能の質も、当然のことながらその転換の一翼を担って変質しつつあったと考えることはできまい。

この点について積極的な評価を示しているのは堀尾である。堀尾は、日露戦後を、古きものの動搖の上にたつて「帝国」形成という至上命題のもとに、国民と社会を国家へ再統合しようとした時期であるとの見方を示し、そのうえで地方改良運動及びその下に進められた社会教育に関して、これらを「社会政策」であると規定したのである。その限りで、堀尾の日露戦後認識ひいては帝国主義認識は、宮地—花井らのそれとは異質であるといえよう。日本資本主義に対する認識様式としては、原理的には、類型論よりは段階論に近く、その国家観は「近代」的である。しかしながら、その一方で「天皇制大衆国家」（非大衆的、大衆操作でなく〈指導・教化〉化）¹¹⁾というパラドクシカルな表現にあるようにその段階論は同時に極めて類型的な把握でもある。大衆国家的段階に絶対主義的性格が付与されていることになる。それゆえ、いつたん「社会政策」と規定しながら、その性格は終始社会主義防止策とされ、又、地方改良事業における「公共心」についても、

「推譲の美德献身の精神に他ならず、私的な利益と権利

地方改良運動下の教育制度論に関する検討

の否定の上に成立するおかみへの忠誠心（奉公心）に通じていた。」¹²⁾

と極めて前近代的な把握をしている。しかしながら、以下の様な論説を見る時、こうした堀尾の評価についても、いく分の疑問を感じる。

「道徳と経済との調和と云う事は、近事世の注意を惹く問題中の一となりしと見え……一例を挙ぐれば、本年一月発行の『人道』誌上にも「道徳と経済」と題して此点に関する横井博士の意見が発表せられてある。『凡そ人間は二個の分子より成立する。一は眞の個人としての人間、他は社会の一員としての人間です。此二分子の内、個人を主とする場合には利維れ取らねばならぬ……他方に社会の一員たる個人の例から考ふると、是非人間相互の道たる徳を以て先きとせねばならぬと云う次第です。斯様に同一個人に二面あると云う訣合だから、利と徳とは何れを先きにするも共に一理ある』

『併しながらの今日の社会から云ふと、何よりも先に富を重んぜねばならぬ、さて其富を致すのは個人である、個人先づ己を富して而して社会を富するのは強ち己の利のみでない』¹³⁾

大衆国家の形成において日本がイギリス・フランスと比して特異なプロセスを経たことはいうまでもない。しかし、そこでも上記した様に「経済と道徳」「自利と公共利益」との矛盾が社会的関心事になっていたのである。とするならば、地方改良運動における、更には日本の社会政策における「公共」「共同」の質は、堀尾氏のいうように滅私奉公型だけでは規定しきれないでなかろうか。もしそうであるとするならば、教育制度のもつ社会的性格の質は、これまでとは違ったものとなるのではないだろうか。

総じて「国家教育的」「学校の社会化」（花井）という場合の国家・社会の質を再検討することが本論文の目的である。そして、その際仮説的に「国家」を抑圧的支配の装置としてではなく、「公共的」統治の装置としてとらえ、しかもその「公共」についても特殊日本的=前近代的類型からではなく、相対的には近代的類型でとらえることしたい。尚、「地方改良運動と教育」については多面的な関連がありうるが、ここでは後半ではとりわけ、実業補習教育制度の組織化論に着目している。従来の研究では、地方改良運動と実業補習教育制度の関係について論及されることはほとんどなかったが、民衆の意識・要求を決定づける基盤は「生活過程」であり、もしも、政策が何らかの民衆からの要求に動機づけられた「公共的」な支配様式をとるのであるとすれば、その両者の矛盾が最もラディカルにあらわれるのは生活力指導の制度=義

務教育後教育制度のあり様をめぐってではないかと考えるからである。

I 「地方改良運動」の矛盾的性格

中央における地方改良「運動」は、主として以下の3つの活動を通してすすめられた。年一回（1909年（明治42年）開始、第16回1922年（大正11年）まで確認できる。）全国からの数百の市町村吏員を招集して内務省主催で開催される「地方改良事業講習会」、内務省教化団体等が逐次刊行する啓蒙書や各地から集めた実践集、それに、1905年設立された中央報徳会の月刊誌『斯民』の刊行。本論文の主な資料もそれらによっている。

地方改良「運動」の根本的な目標は、いうまでもなく日露戦争によって疲弊し、にもかかわらず国際的緊張関係の中で膨張を続ける国家財政の基盤の「安定化」にあった。ただし、その「安定化」のための方策は、多様に考えられた。第一回地方改良事業講習会の開会のあいさつで、平田東助内務大臣は「地方改良の事業と申すと、誠に茫漠な問題である。……其一二を挙げてみれば自治事務のこと並に財政の整理は申すまでもなく、其外経済殖産上のことも訓育風化のことも或は勤儉貯蓄の奨励のことも皆網羅するに非ずんば改良の目的を達することはできないのであるから。」¹⁴⁾と、その点を強調していた。

地方改良事業の前後（内務省は明治42年以前にも戦後経営の指針として地方自治振興構想を作成提示していた。）に相次いで出された「運動」の方針を示す文書によると地方改良の方策に二つの考え方のあることがうかがわれる。

まず『増補地方自治の指針』をみると、そこでは9章にわたって指針が示されている。もちろん、町村の行政当局者に対しては事務整理、当局者の心得などの指針が示されているが、ここでは、町村民に対するものに限定して考えることとする。すると、そのうち「公共心の發揮」の項によれば「地方各階級の民人を興起し其力に頼りて公共の事に貢献せしめ此精神を拡充して之を一国の上に發揮し國家の元気を鼓舞せんとするに外ならず」¹⁵⁾といふ。そしてその実践例として「教師は其（模範自治の一引用者）要義を学童に教え学童は之を父兄に伝へて長幼相待て共に其自治公共の事に尽すの志念を涵養せしむる方便を立て之を実行したる」¹⁶⁾と奈良の一小学校の実例をあげている。一方「生産事業の奨励」の項では「自治体の福利を増進する所以のものにして足らずと雖産業は實に厚生利用の大本にして其振否如何は直に市町村の隆替國力の消長に多大の關係を有す」¹⁷⁾という。（本書を改訂して出された『地方自治要鑑』（明治40年）でも「地方

福利を増進するは、民力を興すを以て第一とす。……各人の財用も之に依て足り¹⁸⁾とされている。)そして秋田県岩館組合村の耕作奨励基金にふれ「此の如きは細民を既窮に救済し若くは未然に防渴し兼て生産力発展の事業を遂行せるもの……最も機宜を得たる」¹⁹⁾としている。

ここには、明らかに二筋の指針が示されている。「公共心の発揮」とは地方行政（主要には収税事務）の整備・効率化のために必要とされる方策であり、一方の「生産事業の振興」は生産力（国家財政にとっては担税力）向上のための方策である。両者は、地方改良のため不可欠かつ不可分の関係にある。「公共心」が高く、市町村の統合性が高く収税効率が高くとも生産力が低ければ国力は増進しないが、一方その逆であっても国力は増進しない。両者が同時に実行されることが「地方改良」の条件となっているのである。しかしながら、この不可欠の二条件の関係は必ずしも整合的ではない。一般的に生産力向上努力の基本的な動機は私的利益の追及にある。しかるに、一方では「公共」心の発揮が要請されているのである。つまり、「地方改良運動」を推進する者たちが町村民に期待したのは、私的利益の追求と「公共」的利益の追求の同時的遂行、ということであったといえよう。この点に関しては『地方自治要鑑』でも「殊に各人をして、自営勤労の風を興し、又進んで世の為め人の為めに尽くすべき、最高の道義を自覚せしむるのは、固より自治の至醇なる使命たり」²⁰⁾と両者の原理的な断絶・矛盾を自覚した表現が使われており、又、報徳会が啓蒙書として刊行した『地方改良の要項』（明治44年）では更に端的に「我邦に於て先づ第一に必要なるは、一般に対する精神上並びに経済上の訓練是なり。……精神上に於ては、国家に対する忠愛の性情を深くすると共に、又能く地方を愛重するの念を養はざるべからず。……経済の訓練に就て……平素に於ける補習教育の訓練行届ける結果の如何に大なるものあるや……」²¹⁾と、精神上の訓練と経済上の訓練とに二分して提示している。その両者の関係については特に論じていないが、ただし両者が併せて行届いている例としてイギリスの田園都市（カドバレー及びハワード）をあげている。

序で示した石田・宮地・花井らの代表的な先行研究は、地方改良運動の性格をほぼ「公共心」発揮一市町村のイデオロギー的統合化に限定して分析し、教育も又、それに資するための手段として位置づけられてきたのではないだろうか。運動推進者による文書にみる限り、地方改良運動の本質は私的利益追求に基づいた自立自営の原理と、「公共」的利益追求に基づいた行政村の統合化の原理との矛盾的構造とみることができるのでないだろうか²²⁾。

II 地方経済力の発展と教育

1. 農村改良と教育事業

I章であげた二方策のうち、これまでとりあげられることの少なかった「生産事業の振興」生産力の向上策としての側面について検討する。とりわけ、そこにおいて、教育の意味がどのように考えられていたのかに関して、運動推進者の発言をみていくこととする。

地方改良事業講習会でも、初期のものでは農村改良・農事改良に関する演目が多い。ここでは、第1回講習会を中心に検討を行うが、関係した演目には次のようなものがある²³⁾。

「自治と経済」中川望（内務書記官）

「農業経済」柳田国男（法制局参事官）

「農業保護制度」有吉忠一（千葉県知事）

「農事改良要項」下岡忠治（農商務省農務局長）

「泰西における地方経営」水野鍊太郎（内務省参事官）

「歐米における地方の改良運動」生江孝之（内務省嘱託）

冒頭近くで総論的な講演を行った中川は、「地方経済の発展地方資力の充実といふことは地方改良事業の根底をなすところの重大なる一要素」「日進の大勢に伴ふて國運の発展を期せしむるの秋に当りては奮に事務の整理をなし……と云ふだけで満足しては居られない」²⁴⁾として、各国との国力比較をみせたあとで「國運の発展をなすには……財産上の発展即ち富の増殖を図るのが殊に急務」²⁵⁾という。

ここでも中川は、現事の日本にとっては、事務整理や公共心養成といった、消極的・精神的鍛磨以前にまず、積極的生産的鍛磨が必要であるとみている訳である。

さて、その地方経済の振興を図るために方策として、共通してとりあげられたのは市町村是（郡是・県是）の制定作業である。この町村は作定と教育との関係については、柳田が「農業経済談」で語っている。

まず柳田は、「今の時節に必要なのは……日本の農業経済学の開発であります。」²⁶⁾現在の農業経済学では「自前の実際に処するだけの断片的の智識」はあるが「将来の問題の解決は……之を試みることも出来ませぬ」²⁷⁾として農業経済研究の必要性と現実における停滞とを指摘している。ところが一方、経済事情は地域によって各々異なつており、「甲を以て乙を推すことの出来ぬ」「将来の農学経済研究には是非とも町村がうんと力を入れねばなりませんまい。」²⁸⁾として、町村段階での農業経済研究、これに基いた村是の作成・実施を主張することになる。ここで、柳田は「自治とは決して形成の名ではありません」「生活の問題の中堅たる経済の方法（については一引用者）こ

地方改良運動下の教育制度論に関する検討

ここで研究するのが一番良い結果を早く得られる」²⁹⁾のであって「今日のやうに何事も上まかせの保護・干渉を悦ぶ気風」の蔓延を批判している。このように、町村自身の主体性にもとづく農村改良を求める柳田は、当時盛行されていた町村是についても厳しい評価を行っている。「時世の要求」に十分応ずるものでなく「実業農学者の経済的疑問」には直接の答えとなり得ていない、というのである。このように、町村是が農業者自身の疑問・要求から遊離している原因を、柳田は、町村是の作成方法（専門家が頼まれて行う方法）にみている。そして「真正の村是は村全体の協議に由るか少なくとも当局者自身の手³⁰⁾で作成されねばなりません。」³¹⁾として、町村是作成を町村民（実際農学者）自身に委ねるべきことを求めた。

そして、これに続けて「農業経済の学問がすぐに必要」であり「実業教育と云ふことは此意味に於て最も須要を感じますのです」³²⁾としているのである。ここまで行論上類推するに、柳田が地方改良上で必要とした教育は、農業者自身の疑問や要求に応え、彼らによる村是作成上の指針を与えるものでなければならなかった筈である。

次に、「農業保護の制度」を論じた有吉忠一も又、農村改良上、教育を重大な関心事としてとりあげている。有吉は、しばしば商工立国論者が食物輸入の自由化等で自由主義政策を主張するのに対し、商工業発展の必要性は認めつつも、農業については放任主義・自由競争ではたちゆかないという。「今日の如く世界の事物が共通となり国境の区別なく経済界の原則が行はれる様になって来れば、農民……に対して何とか保護の方法を講じ我国の『自然の力』に於て他の国に較べて不利益の地位に立ち居る処を補ふてやる必要がある。」³³⁾と、むしろ保護政策が必要であるとのべる。イギリス・ドイツ等の、農業保護を目的とした法・銀行などを紹介したうえで「我国に於ては一層之れを愛護奨励し、益々農民の幸福を増進し農村の繁栄を謀ってやることが大切」³⁴⁾であるとしている。そして、地方当局者が農村経営上第一に注意せねばならない問題として「農民の教育」をあげたのである。有吉によれば、品評会・共進会、害虫駆除、清潔法の励行などはいずれも教育である。又、町村で教師を紹聘するのが不可能であるならば住民を農学校又は講習所で学ばせこれを町村で雇用するのがよい、というのである。ここでも、行論から類推するに、教育事業はいずれも農民を「愛護」し「農民の幸福を増進」するために行われる、ことになる。教師の村内調達も、もちろん安価な教育調達策として提案されているものと思われるが、ここでの教師はいわば「町村の教師」であり、直接的には「国家の教師」ではないのである。

このように、農村改良において教育が積極的な役割を果した例として、「欧米視察所感」をのべた水野鍊太郎は、デンマークの農業改良³⁵⁾をとりあげている。水野によれば、デンマークでは農業の発展を図るためにまず、農民の知識を高めることが必要とされ、「農業学校を各地方に起した。……例へば肥料の事とか農産物の事とか……至極必要な料目を教へることにした。……現に農事に従事して居る者に教へることにした。けれども殆ど家の繁累に暇もなく、又費用もかかるので、さういふ学校に出られぬ者も多数であった。故に政府に於きましても……政府から金を呉れて先づ家の繁累を除かしめ、さうしてそれを出席せしめることにした。」³⁶⁾このようにして「有用な農業の思想」を普及した、という。ここで紹介されている農業学校制度は、國家の費用による補助が付されていることに示されている様に、やはり農業者への保護政策の一環として、水野によって評価されているのであろう。

以上、三者に共通しているのは、彼らが、農村改良上不可欠な要素として教育制度の整備を必要としたことがあるが、さらにそこに「国家意識の伝声管」としての機能を期待したのではなく、むしろ、農民にとって、自らの生活「要求」（歪曲された要求であれ）・疑問に答える機能を求めた点である。又、町村当局者にとってここでの教育は、保護なくして維持できない農民の生活に対し、指導的な保護を与える機能をもつものあり、その限りでは農民の「幸福」（奴隸の幸福であれ）増進を目的とするものであった事になろう。

勿論この三人の論者の中には抜きがたい齟齬がある。とりわけ柳田國男の町村是批判（保護干渉的政策への牽制）は、到底運動推進者の共通認識であったとは考えられない。当時、内務官僚中の開明派とされた水野でも、「日本ではまだ一般的の民度が低いといはねばならないのであります。故にこれを指導して行くのには、矢張り政府の力を俟たねばならぬのであります。」³⁷⁾と、暗に柳田批判をしているともとれる発言をしている。しかし、すぐそれに続けて「これは私が甚だ遺憾とする所である。勿論政府の力を俟たないで行くやうにならなければならぬと思ひますけれども、まだ此際に於ては、政府の力に俟つの必要がある。」とのべ、政府による農業保護・改良指導を歴史主義的に、矛盾態としてとらえていることもわかる。地方改良を、農村生活の改善、農民利益の向上を目的とした政策とする点では共通している論者も、その組織化を「自治的」に行うか、当面民度の上らぬうちは「保護的」に行うか、をめぐっては統一的ではなかったのである。

2. 町村是における教育の位置

さきに述べたように、地方改良運動に際しては農村経済の進行・改良のための第一の手段として、市町村是が盛んに推奨された。これは各市町村が個別に作成する現状調査と将来計画書であり、もともと明治前期の農政学者前田正名が『興業意見』(1884年)³⁸⁾及び其の後の地方産業振興運動のなかで主張し、いくつかの地域で自主的に作成されていたのが、その後地方改良運動の一環として取り入れられたものであった³⁹⁾。

ここでは、比較的初期に行なわれ後に「模範的町村是」とされて盛んに地方改良の実例に取り上げられた『安原村是』(石川県)『余土村是』(愛媛県)をもとにそこでの教育に関する事項をみることにする。

先ず余土村では、『余土村是要項』で「将来にとるべき積極的方法」の四として「青年子弟の教育」が、また『余土村是実践攷』では第三として「子弟の教育」が取り上げられている。そこでは村の「自治独立」の維持如何は「未来の村民」にあると、まず教育の重要性が指摘され、小学校の教育と青年の教育にわけて、小学校については「我村是と離るべからざるを以て卿か之に向って求むるところあり」⁴⁰⁾又青年については「既に学校を離れて教へを受くべきの途なし……是等青年をして我村の良民たるべき品格を養うは最も急務の業なり。」⁴¹⁾としてそれについて改善が必要なことを示している。

小学校の教育については、「当時各小学校における状況を見るに制度教育の弊に陥るものあり為に千変一律に流れて其の地方の状態に相反するもの多し」「為に学校を終れば忽ち家業を厭ひ農を賤むもの多し……農村の将来實に杞憂にたえざるものあり」⁴²⁾として「三四年来学校に向って特に農村は農村たるべき児童教育に注意あらんことを求め且つ高等生徒には簡単なる農科を授け以て農業上の知識を与えることとしたり」⁴³⁾とされている。

いわゆる「教育の実際化」「教育の地方化」が小学校に要求されているわけだが、それは農村における農業の維持・後継者農民の確保という余土村固有の課題を実行するために提出されているのである。

青年の教育については、始めに「青年は社会改良の要素として青年の教育如何は以て世の盛衰を致すものなり」⁴⁴⁾と農村改良における青年という存在の特性を強調している。同村では村是の実施と同時に「余土村青年農事実習会」という青年の修養教育組織を発足させている。この発足の事情はこのように記されている。「(小学校を出ると一引用者) 青年の多くは専ら農事に従事するものなれば之が教育上の訓練と知識を開発するはただ以て父兄の教育に留まり他に教育を受けるものなきを以て自

ら外界の事情に迷ひ以て自己の面目を失するもの多し」⁴⁵⁾故であるという。同会の規則によれば、その目的は「村内青年をして一に特性を涵養し併せて農事上の知識を開き能く芸を習はしめ以て自主自立の良村民たらしめんことを期す」⁴⁶⁾にあり、主な内容は「一、農事の実習 二、副業の習芸 三、農科經濟法 四、夜学(農閑期に行なう) 五、講習談話」であるとされている。

この農事実習会が、村長以下の町村当局者の専断で組織されたものであろうことは間違いない。しかしその専断は、第一に、従来小学校以上の教育の機会に欠けていた青年たちに父兄がおこなうであろう以上の教育を与える、すなわち「自主自立」するための保護を与えることであったわけである。もちろん、組織の会長が村長であり、評議員が各大字の普通水利組合常設委員であったことからもわかるように、ここで目的とされた「自主自立」が町村当局者たちによって予め限定付けられた枠内でのそれであることも言うまでもない。しかし、第二に、その内容が農業上の知識技能の付与である以上、与えられた教育は、青年本人の生産収益、ひいては生活にとって無縁ではなく、おそらくは利となる要素をもつものでもあったはずである。

安原村村是では「第十一農業教育普及及び夜学奨励の事」の項を設けている。従来の同村での農業教育が極めて不十分であったことを認め、その普及の方策として「村是として、田畠三町歩以上所有者百十九戸より毎年県立農学校へ三名宛を入学せしむべし」「それ初めにおいて農学校入学志望者少なきときは村費を以て其学資の幾分を補助し以て之が奨励に努べきなり」⁴⁷⁾としている。五反歩以上のものは農学校が無理ならば農事講習所に、さらにそれ以下のものは一年三～四回の農閑期をえらび各々10日程度大字ごとに夜学を設立し、農桑に関する授業をする、その際の教師は村内出身の農学校卒業生を充てその費用は区費負担というのである。そうすれば「村内には多少農業上の知識を有せざるものなきに至り農家経済上並びに美風涵養の上」得るものが多いという。

ここでも、村是実施との関係では、第一に、極めて階層的な秩序維持的な構想ではあるが、すべての青年への何らかの教育的措置が構想され、第二に、青年に対する農事教育の振興が内容としては求められ、第三に、教育費については村費或は区費での補助又は負担と考えられている、ことが分かる。

非常に限られた例ではあるが、余土村の青年農事実習会の組織化も、安原村における区費による夜学の設置も、村内の進学できない青年に対する農業教育を内容とするものであった。それは、本質的には国家生産力の向上政

地方改良運動下の教育制度論に関する検討

策、いわば経済的帝国主義の下請け的作業であるわけだが、同時に、Iでみた問題との関係で言うならば、農民（とりわけ小作人）を保護し農業を改良し、農民の生活力・経済力を向上させる、その一環の事業でもある。農民の生活構造そのものが矛盾態である以上、教育に関するこうした措置も、全ての青年の生活の向上のために強制された保護の組織化の端緒、として矛盾的にとらえることができないであろうか。

III 捕習教育制度の組織化

1. 捕習教育制度への着目

前章でみたように、地方改良運動を、地方経済の振興策という観点で把握すると、そこでの教育役割は、小学校以後何らの職業的教育も受けずに職業（農業）に従事している青年に、何らかの農業教育を受けさせ、農業生産力向上の基礎を作ることにあった。これは、今日的に言うならば、学校教育と社会教育の接点に教育制度を組織することであり、具体的には、捕習教育制度⁴⁸⁾を整備することであった。

捕習教育の必要性については、既に1905年刊の内務省編『地方自治の指針』で、ドイツの「オスカルバッハ」を引いて、「小学は、一般的庶民的教育を施すにとどまり固より之をもって直に各種の国民的業務に資するに足らず況やまた小学を卒ふるの期は青年の心機一変最も危険の秋なり是時に当たりて之を修養監護するの道なくんばその己に収めたる小小の教は境に何の効用を收むることなくして已まんのみ」⁴⁹⁾としている。実際、運動の過程では、大量の地方改良の実践集が作成されるが、そのなかの「教化事業」「教育」の項では、圧倒的に捕習教育に関する実践例が多いのである⁵⁰⁾。

ところが、この時期の捕習教育制度の組織化については、従来異なる二通りの評価が示されてきているのである。その一つは、「いまや実補は軍事的な『壯汀準備教育』として脚光を浴びるに至った。」「青年団・捕習学校・父兄会・主婦会のような社会教育機関・地域団体による組織的訓練によって、町村の自治民として、権力の政策を自主的に翼賛する〈公民〉を育成しようとした」⁵¹⁾という宮原誠一に典型的に示されている評価である。しかし、もう一方では「実業捕習学校は……国民一般大衆、なかんずく勤労青年の教育要求を組織してきたといえる。」⁵²⁾という評価もなされている。捕習教育制度の組織化は、前者によれば、軍事的・権力的要求の組織化とされるのが、後者によれば、勤労青年の教育要求の組織化とされる。こうした評価の分裂について再検討することが必要であろう。ここでは不十分ながら、地方改良運動のオピ

ニオンリーダー誌である『斯民』で展開された補習教育論にそって検討をしたい。その際補習教育組織化評価にとって重要なポイントとなる『義務化』と『社会化』の概念にもとづいて行なうことにする。

2. 捕習教育の義務化論

a. 消極的義務化論

まず、文部省・農商務省で局長などを務めた下岡忠治が、捕習教育の義務化について発言をしている。下岡は、ドイツのサキソニーの捕習教育に関する義務規定などを紹介したあとで、これに習って日本でも捕習教育を義務教育とすべきであるという。しかし、下岡の主張では、「市町村の財政及び父兄の懐合に、格別の影響を与えることなくして、教育上の効果著大なる」⁵³⁾という説明が繰り返しなされており、捕習教育制度の安価さが強く意識されていることがわかる。更に、義務年限の延長説についても「延長説は十年近くも教育社会の大問題たるに拘らず、現時の経済上の状況に照して考ふれば、尚容易にその目的を達し得べき見込が立たぬ」「現時の義務教育制の欠陥を補ふか為には、少なくも二年間捕習教育を以て義務教育と為すときは、……遣り方一つでは六ヶ年義務教育制のを摩すべき実果を収め得べしと信ずる」⁵⁴⁾と述べている。この論説によれば、下岡にとっては、捕習教育の小学校教育とは区別された、社会改良上の独自の意味はさして考慮されていない。従ってその義務化は義務教育延長の安価な代替策として、消極的意味合いで考えられていたといえよう。

b. 積極的義務化論

同じく義務化を主張しながらも下岡とは異なる論者もいる。

典型的なのは、手島精一である。手島は、職工教育の立場からではあるが、早くから捕習教育に注目していた。ただし、当初は義務化には消極的であった。「職工に教育を施す一事のごときは、……社会は何れの方面においても、之を認來たりし」が、「勿論強制して学に就かしむるに非ずして、自己の篤志により就学するものなり。」⁵⁵⁾とし、又自身が開いている東京高等工業学校の附属徒弟学校・捕習夜学校についても、「この夜学を設けるの利益は、……昼間働いて夜間夜学するので何等生産力には影響がないのであります。」⁵⁶⁾として、生産への影響を警戒している。むしろ職工の選択に委ねているために、出席者は、業務に熱心な者たちであり、知識の必要を感じているので教育の効果が極めて高いとしている。

ところが、1912年に掲載された論説では、(この論説は、その前号に記載のある中央報徳会主催の第4回研究会「実

業補習教育に関する研究会」での手島の発言を記録したものらしい。)下岡と同じく、ドイツにおいて補習教育の義務教育化が進んでいることをあげ、さらに他の欧米諸国でも工業教育を義務化するか、そのほかの方法で補習学校へ入れさせて「職工をして技術において優秀ならしめ」⁵⁷⁾ており、日本も従来のままでは海外との競争に不利であるとしている。現在は幼年職工の教育に消極的な雇主も「将来は漸漸教育の効果を認めて來ることとは思ひますが、それを持たず、何らかの方法を以て幼年職工をば、強制的にでも補習学校に入れるといふ事が必要」⁵⁸⁾であるとしている。そして、この補習教育の義務化を、「平和の戦争」への「自衛策」であるという。

さらに、その次年に掲載された論説では、優良な国民の育成には、現在の小学校では不十分であり、実業補習教育の義務化が必要であるとしたうえで、「(特に工業補習教育については、一引用者)各種の工業組合・工場主と協議し、相まって行くべく」⁵⁹⁾、授業料が払えず通学できない青年についても「之を組合・または雇主より入学せしむるようすれば、実行は容易」⁶⁰⁾であるとして、授業料負担を組合や工場主に負わせる構想を示している。小学校卒業後すぐに職業に就く者、特に特殊小学校の卒業生はすべてそうであるのだから「補習教育を施して知識・技能と併せて徳性のカン養を図り、良民にして且つ生産者たらしめねばならぬ。」⁶¹⁾というのである。また、制度上の系統性を得るために、それまで全て科目制で行なわれていた補習学校を、学年制と科目制に分けた編成にすることを提案している。既に実業教育を受けていて、その後の技術の進歩を補う者には科目制でよいが、小学校の卒業生には学年制を採った系統制のある組織とする、ということである。

このように、手島は、職工教育の立場からではあるが、義務年限延長の代替策としてではなく、技術・技能の付与という独自の社会的な意味で、補習教育の義務化を求めたのである。この措置は、手島自身が云うように国際間の競争に日本が勝ち残るための手段であり、国家的な要請に基いているのだが、同時に貧困な職工たちに対する保護の制度化でもあったといえよう。

3. 補習教育制度と地域社会

補習教育は、実業補習学校の当初の規定でもその目的が「諸般ノ実業ニ從事セントスル児童ニ小学教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」⁶²⁾とされたように本来的に、産業とりわけその地域社会の産業と密接な関係があった。それが、地方改良運動のなかで改めて問題とされたのである。

これについて、『斯民』誌上で、系統的に論じているのは、田沢義舗である⁶³⁾。

a. 組織上の「社会化」

田澤はまず、教師について、町村農会の技術員に補習学校の農業科を担当させる提案をする。田澤の前任地(静岡県安倍郡)では、現に、兼任の場合には、郡費により郡農会をつうじて町村農会に技術員俸給の補助(3分の1)を行なっているという。

この、町村農会と補習学校との連携については、農商務省でも奨励している。同省の農務局長の任にあった道家斉は、上に述べた、農会技術員の教師兼任だけでなく、「教科書は道府県の農会に於て、其の地方の奨励事項を主として、適切簡易なるものを編纂」さらに、「補習学校は……町村会の事業として經營せしめ、町村会は之を中心として、農事の発達を図るがごときことも、勧奨すべき」⁶⁴⁾として、教科書の編纂さらには学校の經營をも農会が行なうことを奨めている。同じ時期に出された、文部省の実業補習教育調査報告書でも、「道府県都市等実業技術員並銀行会社等の実務家を嘱託又は依頼する件」の一項を設け、こうしたことは、「教授をして実際に近からしむるに適切なる方法の一」⁶⁵⁾として積極的に評価し、又「外部との連絡に関する件」の項では、「大都市等における商業会議所、銀行又は多くの職工徒弟等を雇用する工場、会社及農会は補習学校を自ら經營し又は他の經營に係るものに補助すること」⁶⁶⁾として学校の經營についても奨めている。

農会と補習学校との教師の兼任、農会による補習学校の經營は、町村の貧困な財政事情という現実的関係のなかでは、安上りの教育策として機能しやすいが、教育の内容を含めて考える時には、より積極的な、地方改良と教育の組織的結合の構想がありえたこともうかがえる。

b. 内容上の「社会化」

田澤は、補習学校の教育を三要素に分けて論じている。まず、「普通教育の補習」については、「教材の選択が其の地方の農村的実生活と適合しなければならぬといふことと、各科目がなるべく互いに連絡し、共同の目的のために統一されて居なければならぬ」⁶⁷⁾としている。次に「農業科教授」については、農業技術だけでなく、農業法規農業経済など「農事政策に関する事項」の必要性を指摘する。それは「自分の有する農地に自分の持っている労力と資本とを、どんな風に運用するのが農家として最も利益であるかを判断する頭」⁶⁸⁾を養成するためという。第三に、「公民教育」については「町村生活の現象に、法制的、公民的解釈を与え尚、進んで自分の町村の長所と欠点を明らかにして、改善の方法をも研究するといふやう

地方改良運動下の教育制度論に関する検討

な教え方⁶⁹⁾の必要性を指摘している。これによると、田沢は、農民自身に、自らの利益の合理的な追求のできる能力と、地域社会の利益の合理的な追求の能力とをともに養成しようとしていたことがわかる。それは、「研究科」について論じたなかにもあらわれている。彼は「一部の公民は、町村自治は、……私益をおこなう機関である」と思い、一方「他の一部の公民は、有力者の使命に従ふをもって、町村に忠なら所以」と思っているとして、特に後者は模範村に多いと問題にしている。そのような町村民が理想であるとすれば、それは「專制治下に於ける所謂『納稅の動物』と何の選むところがあろう」と厳しく批判する。眞の地方改良を担う公民は「最も自己の生活に密接なる問題の研究を成し遂げて、然る後に公民となる」⁷⁰⁾のでなければならない、というのである。このように、田沢の立場では、何回も「日常生活」「自己の生活」への関心の重要性が主張される。私的な生活改善の追求から発して、公的な地方改良の追求に達する、いうなれば、私益の矛盾を前提として、尚これを「解決」していくことを補習教育の課題としているともいえよう。問題は、その解決の仕方にあるわけだが、ここではそれ以上はうかがえない。

まとめと今後の課題

ここまで述べてきたことを、今一度まとめると以下の様になるであろう。

地方改良運動は、その運動自身の内に、国家への「公共心」の養成という減私的原理と、地域社会の生産力の振興という私的原理とをあわせもつ矛盾態であった。教育制度はこれまで主に、前者との関係で「国家主義的な教化機関とされていたが、一方、後者との関係でも重要な役割を期待されていた。農村振興のため、農民の生活改善能力（柳田のいう主体的改善能力か、水野のいう他律的改善能力かの違いはあるが）を養成するための制度であり、むしろ「社会的な」教化機関であった。具体的には、小学校以後の有職青少年に対し低度実業教育を中心とした教育措置が、町村段階ですすめられた。その性格を典型的にもつ実業補習教育については、地方改良の観点から、義務化と社会化が求められた。義務性については一面では、疲弊しゆく農民職工の保護という性格をもち、又、社会化については、組織論上でも内容論上でも、農民の実際の生活能力の養成により効果的である様、求められていた。

こうしてみると、地方改良運動下に展開された教育制度論は、社会政策論、より具体的には、生活教育論の一形態としても認識できるように思われる。生活教育

論は、その後1930年代に本格的に展開されることになるが、そもそも生活教育論的観点で、教育政策・制度が構想され始めるのは、帝国主義段階の確立と同時期であると考えられるので、日露戦争の地方改良運動をこのように解釈することは不可能ではないのでなかろうか。

尚、本稿では実業補習教育の組織化に関し十分に論ずることができなかった。青年学校義務化にまで続く青年補習教育制度の義務化論の構造を精密に検討すること、及び、組織的社会化論としてふれた、農会その他社会機関による学校設立・経営論について更に検討をすすめる事を次の課題としたい。とりわけ、後者の問題にかかわっては今回触れ得なかったが、この時期やはり地方改良運動の中で活発化された産業組合及び農会²⁾については、その組織原理の検討も含めて、教育制度との関係を問うことが必要であると考えている。

又、本稿での検討に際しては、経済的帝国主義、あるいは膨張主義と從来評価されてきた問題についても論及することが不可欠であった。これも次の課題としたい。

《註》

- 1) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』1973, p. 106.
- 2) 同上書, p. 46.
- 3) 同上書, p. 77.
- 4) 同上書, p. 77.
- 5) 同上書, p. 107.
- 6) 佐々木豊『地方改良運動と町村是調査』p. 34.
- 7) 花井信『近代日本地域教育の展開』1986, p. 162.
- 8) 同上書, p. 161.
- 9) 花井のもう一つの研究領域である工場法と義務教育制度においては、1900年小学校令を日本における義務教育の成立と規定するなど、帝国主義国家への変質に注目していると思われるが、そこでの国家と、この地方改良研究で使われている国家の意味内容との関係はどのように考えられているのだろうか。
- 10) 岡田良平「近世教育と道徳経済の調和」『斯民』7-6号, 191, p. 33.
- 11) 堀尾輝久『天皇制国家と教育』p. 259.
- 12) 同上書, p. 136.
- 13) 松尾音次郎「道徳と富利」(左)『斯民』3-5, p. 52-3.
- 14) 「開会式における平田内務大臣訓示演説」p. 9, 『地方改良事業講演』1909年。
- 15) 内務省『増補地方自治の指針』1905, p. 11.
- 16) 同上書, p. 18.
- 17) 同上書, p. 25.

- 18) 内務省『地方自治要鑑』1907, p. 70.
- 19) 内務省『増補地方自治の指針』p. 27.
- 20) 内務省『地方自治要鑑』p. 2.
- 21) 報徳会『地方改良の要項』1911, p. 7-9.
- 22) ただし、帝国地方行政協会刊の『地方の改良』1912と題する市町村当局者向けの啓蒙書では、「最も適切なる可きは、地方の改良を完了し、依って以て地方人民の福利を増進し、延いてその繁栄を策するにある。又之れやがて眞に国家の前途を幸福ならしむるもので」(p. 9)とされており、そこでは、公共心の養成よりも生産力の養成が基本的な課題とされていくことになる。
- 23) 『地方改良事業講習会』1909.
- 24) 中川望「自治と経済」p. 221, 同上書所収.
- 25) 同上, p. 221.
- 26) 柳田国男「農業経済談」p. 533, 同上書所収.
- 27) 同上, p. 534.
- 28) 同上, p. 540.
- 29) 同上, p. 545.
- 30) 他の箇所で、柳田は町村当局者に対して「最も近く現実に接近して居りますから箇々の私益は凡て遺感なく代表せられうる道理」(同上 p. 545)としており、町村当局者を国家権力のエージェントとはみていないことが判る。
- 31) 同上, p. 546.
- 32) 同上, p. 546.
- 33) 有吉忠一「農業保護制度」, 同上書所収 p. 574.
- 34) 同上, p. 581.
- 35) デンマークにおける農村改良と教育の関係については多くの論者がふれており、とりわけ、その国民高等学校制度については、1930年代農村経済更生運動でも積極的にとりあげられた。加藤完治の農業道場は、これを日本に移入したものであった。
- 36) 水野錬太郎「歐米視察所感」「地方改良事業講習会」(下) 1909所収, p. 473.
- 37) 同上, p. 470.
- 38) 前田が主任となり1884年に農商務省から出された三〇巻に及ぶ政策意見。その基本的な観点は、(1)民力の形成、(2)歴史主義的認識（自由保護論争に関して）、(3)直訳的技術導入への反省、(4)地方産業優先の近代化にあったとされている。（祖田修『地方産業の思想と運動』1980, p. 19）また祖田は、前田の経済政策思想のことを“国民主義思想に貫かれた保護主義的産業政策論”としている。(同上書, p. 78)
- 39) 前田は既に1883年に「今日ノ急務ハ国是県是郡是定ムルニ在リ」との論説を掲げている。（『産業』2号1883）
- 40) 実践改, p. 200, 愛媛県農会『愛媛県温泉郡余土村是』1902所収。神谷慶治監修『地方改良運動資料集成』1巻1986再所収, p. 202.
- 41) 同上書, p. 200. 同上書所収, p. 202.
- 42) 同上書, p. 200. 同上書所収, p. 202.
- 43) 同上書, p. 201. 同上書所収, p. 202.
- 44) 同上書, p. 202. 同上書所収, p. 202.
- 45) 同上書, p. 202. 同上書所収, p. 202.
- 46) 余土村是要項, p. 189. 同上書所収, p. 199.
- 47) 石川県石川郡安原村村是, 全国農事会『町村は調査標準』参考ノ部1902所収, p. 104. 神谷慶治監修『地方改良運動資料集成』1巻1986再所収, p. 110.
- 48) 補習教育制度に何を含めて考えるかは、それ自身難しい問題である。実業補習学校は勿論のこと、徒弟学校・農芸学校といった低度の実業学校、青年会が主催する夜学、農会・市町村が主催する農事講習会なども内容的には補習的教育を行なったものである。それらの統合過程を通じて、統一的理解・個別的理解をすることが必要だが、ここではとりあえず、統一的に考えておくこととする。
- 49) 内務省『地方自治の指針』1905, p. 45.
- 50) 実践集としては、以下のものなどがある。
 : 内務省『地方自治の指針』1905.
 : 内務省『地方自治要鑑』1907.
 : 内務省『地方資料』1907.
 : 報徳会『地方改良の要項』1911.
 : 内務省地方局編『地方改良実例』1912.
 : 帝国地方改良協会『地方の改良』1912.
- 51) 宮原誠一『教育史』196, 181, p. 207.
- 52) 佐藤守「実業補習学校の成立と展開」豊田俊雄編『我が国産業化と実業教育』1984所収, p. 92.
- 53) 下岡忠治「補習教育」「斯民」4—3号, p. 14.
- 54) 同上, p. 15.
- 55) 手島精一「補習教育の妙用」「斯民」2—6号190, p. 47.
- 56) 手島精一「工業教育の要務」「斯民」3—6号190, p. 15.
- 57) 手島精一「実業補習教育を義務教育とせよ」「斯民」8—5, 1912, p. 33.
- 58) 同上, p. 34.
- 59) 手島精一「社会教育としての工業補習教育」「斯民」9—12, 1913, p. 9.
- なおこの論説は、同年2月4日に文部大臣官邸で

地方改良運動下の教育制度論に関する検討

- 開催された「補習教育及び青年団体に関する実行事項協議会」で話されたことの記録であるという。この協議会では、他に、横井時敬(農学博士)、道家斉(農商務省農務局長)、山本滝之助(広島県沼隈郡嘱託)、田中義一(陸軍少将)、湯原元一(東京音楽学校長)、林静治(新潟県斯民会評議員)が話したとされている。おそらく、1915.9.15に文部内務両大臣でだされる「青年団体の本旨に関する訓令」へつながっていく動きの一つであろう。
- 60) 同上, p. 9.
- 61) 同上, p. 9.
- 62) 実業補習学校規程 1893.11.22, 文部省令第十六号 第一章。
- 63) 田沢はこの時内務書記官であった。その後、1920年には、協調会の常務理事に、1924年の大日本連合青年団結成以後は、理事として参加し、1934年には、理事長となる。
- 64) 道家斉「農業補習教育上改善すべき諸点」『斯民』9—12 191, 18, p. 20.
この論説も、註10にある「実行事項協議会」での記録である。
- 65) 文部省実業学務局「実業補習教育調査報告」, 文部省社会教育局『実業補習教育の沿革と現況』1934所収, p. 32.
- 1912年に文部省は、16名の委員を委嘱して、実業補習教育調査会をつくり、翌1913年調査会は、実業補習教育調査報告を提出した。ここではその報告書のことをしている。
- 66) 同上, p. 33.
- 67) 田沢義舗「農村における補習教育の研究」(中)『斯民』10—11 191, p. 37.
- 68) 田沢義舗「農村における補習教育の研究」(下の上)『斯民』10—12 191, p. 30.
- 69) 田沢義舗「農村における補習教育の研究」(下の中)『斯民』11—2 191, p. 37.
- 70) 田沢義舗「農村における補習教育の研究」(下の下)『斯民』11—3 191, p. 44.
- 71) 産業組合・農会はその組織原理そのものが、「私性」と「公共性」との「調和」を目指したものであった。それ故、それら機関と教育制度との結合については、「教育の自主性」を以てだけで片付けることができないと考えられる。「共同性」ではなく「協同性」の求められる、その意味では、近代的結合原理を、構想としては、もったものである。